

公告第 2025-009 号  
令和 8 年 3 月 9 日

被保険者各位

トップグループ健康保険組合  
理事長 小田 悟  
(公印省略)

### 組合同規約一部変更について

組合同規約を一部変更します。健康保険法施行令第 3 条第 2 項の規定により以下のとおり公告する。

#### 記

新	旧
第 1 条～第 4 3 条 略  (保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第 4 4 条 一般保険料等額及び調整保険料額の 1 0 0 分の 5 0 は事業主、1 0 0 分の 5 0 は被保険者において負担する。 (介護保険料額の負担割合) 第 4 4 条の 2 略  第 4 5 条～第 4 6 条 略  第 4 7 条 1～2 略 <u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u> <u>(2) 還付金</u> <u>(3) 雑支出</u>  (準備金の保有方法) 第 4 8 条 略 2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。号の方法によって保有しなければならない。	第 1 条～第 4 3 条 略  (保険料及び調整保険料の負担割合) 第 4 4 条 一般保険料額及び調整保険料額の 1 0 0 分の 5 0 は事業主、1 0 0 分の 5 0 は被保険者において負担する。 (介護保険料額の負担割合) 第 4 4 条の 2 略  第 4 5 条～第 4 6 条 略  第 4 7 条 1～2 略 <u>(新設)</u>  (準備金の保有方法) 第 4 8 条 略 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、または第 2 号の方法によって保有しなければならない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

以上